



## 国の家賃支援給付金の申請がはじまりました!!

### ☆家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金**です！

### ☆支給対象事業者(①②③すべてを満たす事業者)

- ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
- ②5～12月の売上高について、1ヶ月で前年同月比**▲50%以上**または、**連続する3ヶ月**の合計で前年同月比**▲30%以上**
- ③**自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

☆給付額・・・法人に**最大600万円**、個人事業主に**最大300万円**を一括支給

☆算定方法・・・**申請時の直近1ヶ月**における**支払賃料(月額)**に基づき算定した**給付額(月額)の6倍**

オンライン  
申請  
公式HP



	支払賃料(月額)	給付額(月額)
<b>法人</b>	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
<b>個人事業者</b>	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

☆申請方法・・・パソコンやスマートフォンで**家賃支援給付金ホームページ**にアクセスして**WEB上で申請**

URL：<https://yachin-shien.go.jp/index.html>

WEB上での申請が困難な方には「申請サポート会場」を順次開設予定。

申請サポート会場の設置場所などについては、詳細が決まり次第公表。

☆相談ダイヤル・・・家賃支援給付金コールセンター

電話番号 0120-653-930

受付時間 8:30～19:00

☆給付額の算定根拠とならない契約・・・以下の①②③のいずれかにあてはまる契約は、賃貸借契約であっても給付の根拠とならない契約のため、**これらの契約は給付額の算定には用いられません**

- ①転貸(又貸し)を目的とした取引
- ②賃貸借契約の賃貸人(かしぬし)と賃借人(かりぬし)が実質的に同じ人物の取引(自己取引)
- ③賃貸借契約の賃貸人(かしぬし)と賃借人(かりぬし)が配偶者又は一親等以内の取引(家族間取引)

### 行政書士による無料相談会

太宰府市商工会 会員の行政書士による、「無料相談会」を下記のとおり開催します。

【相談内容】遺言・相続・成年後見・悪質商法対策・公正証書創業手続き・営業許可など

【日時】7月17日(金) 14時～16時

【場所】太宰府市商工会 2階

【参加費】無料 事前予約：不要

☆ご希望の方は、直接、商工会へ来会下さい。

### 社会保険労務士相談窓口の継続

好評につき期間を延長！社会保険労務士の相談窓口を7月30日までに延長いたしました。

雇用調整助成金などの助成金申請相談のほかに従業員の賃金計算のやり方、従業員を雇い入れるにあたっての書類や労働条件等のご相談にも対応できます。

ぜひご利用下さい。

※相談日

6月22日～7月30日 ※週2回を予定(月・木)

10:00～12:00 13:00～16:00